

平成24年分・平成25年分・平成26年分 「住宅取得等資金の贈与税の非課税」のあらまし

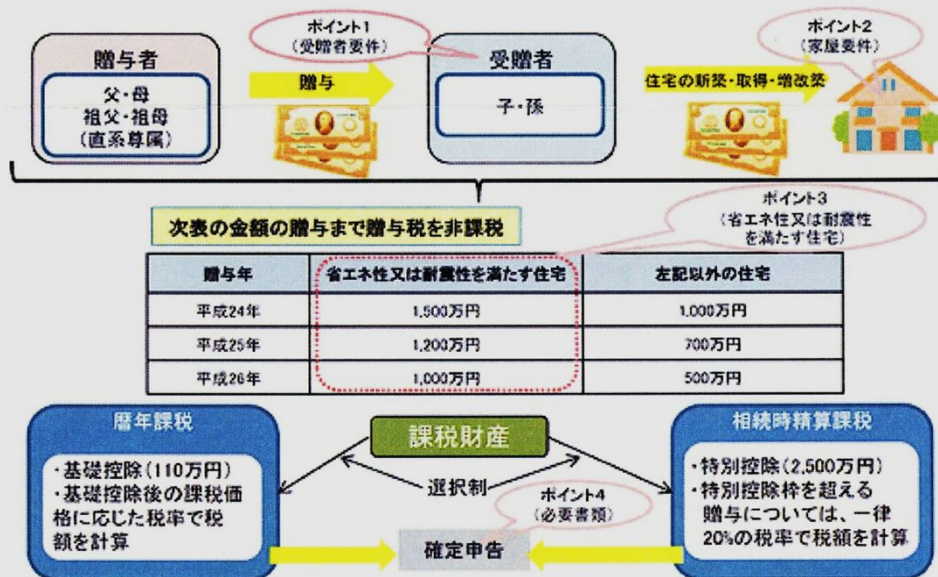


制度の概要

平成24年1月1日から平成26年12月31日までの間に、父母や祖父母などの直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた受贈者が、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその住宅取得等資金を自己の居住の用に供する一定の家屋の新築若しくは取得又は一定の増改築等の対価に充てて新築若しくは取得又は増改築等をし、その家屋を同日までに自己の居住の用に供したとき又は同日後遅滞なく自己の居住の用に供することが確実であると見込まれるときには、住宅取得等資金のうち一定金額について贈与税が非課税となります(以下、「非課税の特例」といいます。)

・は、旧制度からの変更点です。

旧制度 (H22年・23年)		新制度 (H24年～26年)	
① 非課税枠		① 非課税枠	
贈与税	非課税枠	贈与税	省エネ性又は耐震性を満たす住宅 [・] 、左記以外の住宅 [・]
平成22年	1,500万円	平成24年	1,500万円 [・] 、1,000万円 [・]
平成23年	1,000万円	平成25年	1,200万円 [・] 、700万円 [・]
		平成26年	1,000万円 [・] 、500万円 [・]
		<small>※ 東日本大震災の被災者は、上表にかかわらず、非課税枠は3年間1,000万円(省エネ性又は耐震性を満たす住宅は3年間1,500万円)となります。</small>	
② 非課税の対象となる住宅の床面積 → 50㎡以上の住宅が対象		② 非課税の対象となる住宅の床面積 → 50㎡以上 240㎡ [・] 以下の住宅が対象 <small>※ 東日本大震災の被災者には、床面積上限要件(240㎡以下)は課されません。</small>	
③ 適用期限 → H22.1/1 ~ H23.12/31までの贈与が対象		③ 適用期限 → H24.1/1 ~ H26.12/31までの贈与が対象	



●詳しくは各担当者にお問い合わせください。